

## 令和2・3年度の保険料について

令和2・3年度の保険料算定のもととなる新しい保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直しをしていますが、医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い引き上げられることとなりました。被保険者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

	平成30・令和元年度	令和2・3年度
<b>均等割額</b> (被保険者全員が納める額)	40,514円	<b>44,400円</b>
<b>所得割額</b> (所得に応じて納める額)	7.41%	<b>8.30%</b>
<b>賦課限度額</b>	62万円	<b>64万円</b>

### 保険料の計算式

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = \text{年間保険料 (100円未満は切り捨て)}$$

基礎控除後の所得(\*1) × 8.30%

\*1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

## 令和2年度保険料の軽減措置について

### 所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられますが、次のとおり変わりました。

令和元年度		令和2年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	8.5割	33万円以下	<u>7.75割</u>
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	8割	33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	<u>7割</u>
33万円 + (28万円 × 被保険者の数)以下	5割	33万円 + (28.5万円 × 被保険者の数)以下	5割
33万円 + (51万円 × 被保険者の数)以下	2割	33万円 + (52万円 × 被保険者の数)以下	2割

### 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

▷後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。

▷所得割額の負担はありません。

\*被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

\*元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、より高い均等割の軽減(7.75割軽減、7割軽減)が受けられます。

その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

## 新築・増改築・水廻り・塗装

建替え・リフォーム・車庫、カーポート新設など

🌸春から夏の塗装キャンペーン募集中!  
サイディングの色をそのまま残すクリア塗装もおすすめです  
屋根や外壁の塗装で新築のようによみがえります!  
雨漏り・雪害・解体・水漏れ・排水詰り・壁の補修など

**総合建築**

「増改築相談員」のいるお店  
**(有)シラカワ住研**  
☎0120-34-6806  
五所川原市大字姥港字桜木 370-3

## 吉幾三コレクションミュージアム

歌って飲んで  
楽しみませんか?

夕方5時以降～宴会ご予約承ります  
【スタンダードコース】 3,500円(90分)  
【充実の宴会コース】 6,000円(120分)  
●おトクな二次会コースなどもございます。  
ご予算等お気軽にお問い合わせ下さい。

**当館でライブしてみませんか?**  
**イベント・ライブ開催しております!**

ご予約・お問合せ ☎ 0173-26-6686 五所川原市大町509-3